



CONTENTS

募集	県外学生の就活交通費等を補助します	1	お知らせ	人材採用をお考えの企業様へ（企業情報ナビ）	8
	Uターン転職した方の奨学金等の返還を支援します	2		人材開発支援助成金について	8
	男性の育児休業取得促進助成金	2		公正な採用選考について	8
	障害者雇用コーディネーター派遣（障害者施策）	3		人材不足分野への支援	9
お知らせ	障害者職場実習受入促進事業（障害者施策）	3	その他	高卒求人の新規申し込みについて	9
	障害者雇用準備に要する経費の助成金（障害者施策）	4		職場における熱中症対策が強化されます	9
	女性、シニア人材の活用を考えませんか（短時間）	4		ハロートレーニング（公的職業訓練）について	10
	新潟県立テクノスクールからのお知らせ	5		令和7年度業務改善助成金について	10
	外国人材受入のためのセミナー開催	6		労働保険は電子申請を使って簡単・便利に	10
	外国人留学生等との交流会	6		障害者の法定雇用率の引上げと支援策の強化について	11
	外国人留学生等向け合同企業説明会	6		障害者雇用に関する認定制度	11
	送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント	6		労働相談Q & A	12
	現地外国人学生とのオンラインマッチングイベント	6		個別労働関係紛争あっせんの紹介	12
	外国人労働者相談コーナーのご案内	7		経済指標	12
	物流の発着荷主の皆様へ	7			

県外の学生が県内で就職活動等を行う際にかかる交通費や宿泊費を補助します

県外に在住する学生の方が、新潟県内で就職活動やインターンシップ等を行う際に、住所地と県内の移動にかかる交通費や宿泊費に対して、補助を行います。県LINE公式アカウント「新潟Uターン情報 YOUTURN」の登録が必要です。

◎誰が補助金をもらえるの？

新潟県外の大学等（大学（院）、短期大学、専門学校等）に在学している学生

◎どんな場合に補助金をもらえるの？

以下のいずれかに該当する活動のために来県する場合

- ①就職活動で、新潟県内の企業が県内で開催する企業説明会に参加する。
- ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。
- ③就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う、採用試験または面接を受ける。
- ④新潟県内の企業が県内で実施するインターンシップ等に参加する。

◎もらえる補助金はどれくらい？

県外住所地と、県内企業等を往復するためにかった公共交通機関の交通費及び宿泊費の1/2を、1万円を上限として補助します。（1人3回申請まで）

ただし、訪問先企業から、交通費や宿泊費の全額支給を受けている場合は補助対象外となります。（一部支給を受けている場合は、残額の補助申請は可能です）

◎申請期限 令和8年3月31日(火)必着 ※電子申請の場合は令和8年3月31日(火)23時59分まで受付
※予算額に達した場合、上記期限日より前に受付終了となります。



訪問先企業様へのお願い

就職活動中の学生が補助金交付申請書（訪問証明）を持参した場合、下記証明欄（※）へのサイン記載にご協力ください。また、訪問事実のご確認のため、後日、県から連絡させていただく場合があります。

企業証明欄※	上記のとおり当社（又は当社が開催する説明会等）に訪問したことを証明します。
	【証明者】部 署：
	氏 名：
	電話番号：
	学生に対する交通費・宿泊費支給：あり（ ）円 ・ なし

しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025（280）5259

Uターン転職した方の奨学金等の返還を支援します

県内にUターンし、就業した方の奨学金等の返還を支援します。
要件に該当するUターン転職者の方に事業の周知の協力をお願いします。



対象者：新潟県内にUターンした30歳未満の方で、大学等卒業後、県外で一定の就業期間があり、転入後6か月以内に県内で就業した方

支援内容：県内に転入し、就業した年度の翌年度から、奨学金等の返還額を最長6年間助成(年間20万円上限)します。
※支援総額は、Uターン転職時の奨学金等の返還残額(元本分)の2分の1が上限

申し込み：転入後6か月以内(申請は随時受付中)

申請方法など詳しくは、県HPのトップページから「奨学金返還支援事業」で検索

しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025 (280) 5635

男性労働者に育児休業を取得させた場合に助成金を支給します

県では、多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援等に積極的に取り組む企業を認定し、認定企業の取組を支援しています。

「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」または「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業(ゴールド認定)」を取得している企業向けの助成金として、県内事業所に勤務する男性労働者に所定の要件を満たす育児休業を取得させた場合に25万円を支給します。

令和7年度の制度概要(下線部は昨年度からの変更箇所)



	事業主向け助成金
対象	・ 常用雇用者が300人以下 ・ 新潟県ハッピー・パートナー企業登録制度の「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を取得した企業または令和7年4月から受付を開始した「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定(ゴールド)」を取得した企業、法人、団体等
休業期間	通算14日以上
主な要件	・ 男性労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させていること ・ 上記の育児休業の取得に際して、代替業務に対応した従業員への手当を支給する賃金制度を就業規則等に新たに規定し、利用すること
支給額	25万円
支給回数の制限	通算(H29～)で1回まで ※旧制度での支給実績も含む
申請期限	・ 下記①、②のいずれか早い時期まで ①交付対象となる労働者の直近の職場復帰日から2か月以内 ②直近の職場復帰日の属する年度の3月31日 ※「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を受けていない企業が、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業(ゴールド認定)」を受けた上で助成金の申請を行う場合の申請期限については、上記とは異なる場合があります。

電子申請も受け付けています。詳しくは、県HPのトップページから 男性育休助成金 検索
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html>

しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260



障害者雇用に取り組む企業を応援しています！

県では、民間企業における障害者雇用を促進し、障害者の就労の場の拡大を図るため、事業主に対して支援を行っています。

企業の状況に応じた職場定着計画の作成、実施をサポート ＜コーディネーター派遣＞

障害者雇用に取り組む企業に対して、各社の状況に応じた職場定着計画（支援機関への相談、職場定着に向けた取組等雇用継続に関する一連の計画）の作成及び実施に関するコンサルティングを行うコーディネーターを派遣します。

支援の流れ

●事前ヒアリング

課題を明らかにし、各社の状況に応じた支援計画を作成します。

●職場定着における支援

各社の取組に応じて、支援機関・助成制度の紹介や課題の解決に向けたサポートを行います。

●企業による自走を支援

最終的には企業内における自走を目標とし、アフターフォローによるサポートを行います。

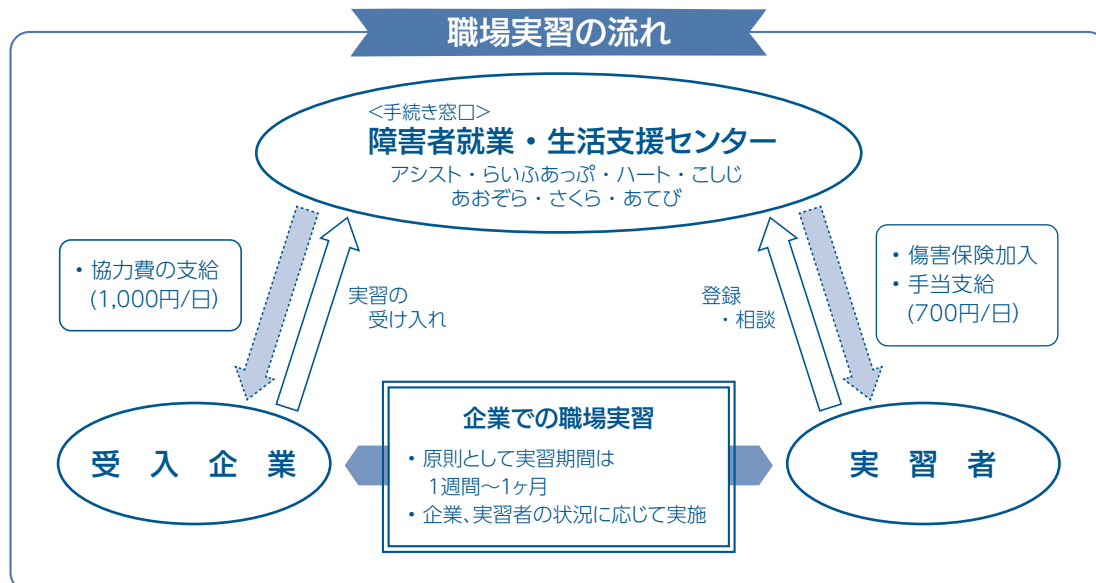
Point

県から派遣されたコーディネーターが、企業の状況についてヒアリングを行い、課題の原因を探り、課題解決に必要な情報提供と手法を具体的に提案するとともに、取組の実施を支援します

仕事と障害者とのマッチング支援 ＜障害者職場実習受入促進事業＞

県内の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害の特性にあった仕事の見極めに有効な職場実習（短期的な就業体験）を行っています。県では職場実習を受け入れる事業主に対し、協力費を支給しています。

職場実習の流れ



Point

雇用前に働く様子を見ることで、適した仕事や課題など、雇用の見通しや必要な配慮が判断できます。

雇用の準備に要する経費の助成 <障害者雇用促進プロジェクト助成金>

新潟県内に本社のある事業主が、雇用の準備のため障害者の特性や能力に応じた業務の創造や職業訓練等を実施する場合に助成金を支給します。

対 象 者	対象経費	助成金 (助成率10/10)
障害者を新たに1人以上雇用する県内中小企業等の事業主	物品購入費、 設備整備費、 従業員研修費等	上限40万円
ジョブコーチの養成に取り組む県内中小企業等の事業主	受講料、旅費 ※受講料は1/2の額まで	上限10万円

Point

障害者の担当する業務に必要な機材の購入や、社内における理解促進のための研修実施などに活用できます。

こちらもCHECK

企業の取組事例を紹介する動画を配信しています。

精神・発達障害のある方を雇用している企業の取組等を紹介する動画を、県ホームページでご覧いただけます。自社の取組の参考としてください。

◎詳細は県HP 又は以下お問い合わせ先まで

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/1332363743620.html>

 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

短時間就業等を希望する女性・シニアを「働き手」として考えてみませんか？

個人の事情やライフスタイルに応じた短時間就業といった働き方ができる機会が広がれば、育児等で仕事を離れていた女性や一度退職した高齢者に、新たな働き手として活躍してもらえるチャンスが広がります。

働き手確保策の一つとして、また、働き方改革により人員が不足する部分のサポートとして、活用を考えてみませんか？

○女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト「にいがたアクティブ部」

令和7年度の事業予定

おしごとプチ体験会(年2回開催)

求職者が企業ブースを訪問し、しごとを体験することで業種・職種の理解につなげるイベントです。

おしごと探しフェア(年2回開催)

求職者へ求人内容や企業の魅力をPRできる、合同企業説明会です。

課題別オンラインセミナー(年3回開催)

業務の生産性向上、多様な人材の活用などをテーマとしたセミナーです。

このほか、人材活用、採用に関するお悩みに個別相談で対応します。
詳しくは「にいがたアクティブ部」HPをご覧ください。
<https://www.niigata-active.com/>



 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

新潟県立テクノスクールからのお知らせ

1 令和8年度受講生募集

県立テクノスクールでは、中学校、高等学校を卒業してこれから就職しようとする方や、転職して新しい職業に就こうとする方のために職業訓練を行い、資格の取得や専門的・実践的なスキルの習得をバックアップしています。

○入校選考スケジュール

	推薦選考
出 願	令和7年9月5日(金)～9月26日(金)
選考試験	令和7年10月3日(金)
合格発表	令和7年10月10日(金)

左記以降、一般選考試験を4回実施します。

- ・一般選考① 令和7年11月 7日(金)
- ・一般選考② 令和7年12月12日(金)
- ・一般選考③ 令和8年 1月16日(金)
- ・一般選考④ 令和8年 2月13日(金)

※定員に達した科は、その後の選考は実施しません。

○募集する訓練科

校 名	訓 練 科 名
新潟校	精密機械加工科、電気システム科、自動車整備科*
上越校	自動車整備科、メカトロニクス科、ビジネススタッフ科*、木造建築科*
三条校	メカトロニクス科、工業デザイン科、生産システム科
魚沼校	建築施工科、電気施設科



入校に関する個別の説明会を、随時開催しています。

※新潟校自動車整備科、上越校ビジネススタッフ科及び木造建築科は一般選考のみとなります。

詳しくは、ホームページを御覧いただくか、各テクノスクールへお気軽にお問合せください。

2 障害者向け職業訓練を行い、採用を検討いただける企業を募集しています

県立テクノスクールでは、事業所現場で障害のある求職者に対して職業訓練を行い、訓練修了後に採用を御検討いただける事業所を募集しています。

事業所の皆様は、障害のある方に対して現場での実践的な職業訓練を行うことで、適性把握や雇用に必要な職場環境を整えることが可能です。

お気軽にテクノスクールにご相談ください。

○実施人数：1名から

○訓練期間：最長4か月(標準3か月 100時間/月)

○委 託 額：月額64,000円(税別)/人

※中小企業は月額96,000円(税別)/人



《障害者向け職業訓練の修了生の採用をお願いします》

県立テクノスクールでは、上記以外にも、就労を目指す障害のある方向けの職業訓練を以下のとおり実施しています。就労に必要な知識・技能を習得した修了生の採用をお願いします。

【施設内訓練】定員：20名

主に知的障害者を対象に、社会生活指導を重点に販売物流業務、パソコンを含む事務補助業務、清掃・リネン・洗浄・製造などの職業に必要なスキルを習得して一般就労を目指します。

【委託訓練(集合型)】定員：80名

座学及び実技による集合訓練、集合訓練と職場実習を組み合わせる訓練、特別支援学校に在籍する生徒向け訓練などを行っています(事務、介護など)。

3 問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361	FAX 025-247-7363
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520	FAX 0256-38-8220
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411



ホームページ
<https://www.techno.ac.jp>



外国人留学生等の採用・交流会に関するお知らせ

県では、県内企業等における外国人材の活躍を支援するとともに、外国人材の雇用環境の適正化を図るため、「新潟県外国人材受入サポートセンター」を設置し、外国人材の受入・採用・定着に関する相談を通年で受け付けています。この他に、以下の開催・実施を予定していますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

▼新潟県外国人材受入サポートセンターについて

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/saposen-pr.html>

1 外国人材受入のためのセミナー開催

外国人材の県内企業等への就職を促進するため、外国人材・県内企業等を対象とした、外国人の採用・定着に関するセミナーを企画・開催します。

開催日①：8月5日(火) 会場：朱鷺メッセ

開催日②：8月6日(水) 会場：あいぽーと佐渡



- ◎外国人材の受入に関する現状と課題
- ◎外国人材の適正な受入体制の整備
- ◎在留資格制度や外国人材の採用、定着に関する留意点
- ◎外国人材を採用している企業の事例紹介

2 外国人留学生等との交流会

県内企業と外国人留学生等の相互理解を深めるため、外国人材の採用に関心のある県内企業と留学生の交流会を県内において開催します。

開催日①：8月5日(火) 会場：朱鷺メッセ

開催日②：8月6日(水) 会場：あいぽーと佐渡



3 外国人留学生等向け合同企業説明会

外国人材(留学生等)の新潟県内就職を促進するため、県内企業と外国人材とのマッチングに向けたイベントを開催します。

開催日①：9月29日(月) 会場：朱鷺メッセ

開催日②：11月10日(月) 会場：アトリウム長岡



4 送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント

県内企業と外国人材の送出機関や監理団体・登録支援機関とのマッチングイベントを開催し、双方の関係構築や商談の場を提供します。

開催日①：10月6日(月) 上越会場：上越商工会議所

開催日②：10月7日(火) 中越会場：長岡商工会議所

開催日③：10月8日(水) 下越会場：燕三条地場産業振興センター

開催日④：10月9日(木) 新潟会場：新潟市産業振興センター

開催日⑤：10月10日(金) 佐渡会場：八幡館

- ◎留学生を中心に就職活動対象の外国人材が参加
- ◎採用計画のある企業との意見交換会
- ◎イベント後日も専任コーディネーターが伴走型支援
- ◎会社見学、選考、マッチングまでワンストップでサポート!

5 現地外国人学生とのオンラインマッチングイベント

海外在住の外国人学生等に向けて県内企業をオンラインでPRし、人材採用へとつながる機会を創出します。

開催日：11月26日(水) 会場：オンライン(インドネシア)

※他、ベトナム等も開催予定

【参加申し込み先】

新潟県外国人材受入サポートセンター(運営受託者：東洋ワーク株式会社) ☎025(250)1021

メールアドレス：niigata2023@toyowork.co.jp ホームページ：https://workin-niigata.com/

外国人労働者相談コーナーのご案内 (ベトナム語) Giới thiệu quầy tư vấn dành cho người lao động nước ngoài

新潟労働局の外国人労働相談コーナーでは、下記の日時にベトナム語による労働条件に関する相談対応を行っています。

電話のみならず、対面での相談にも応じておりますのでご利用ください。

(ベトナム語) Quầy tư vấn dành cho người lao động nước ngoài tại Cục lao động Niigata, thực hiện tư vấn những việc liên quan tới điều kiện lao động bằng tiếng Việt theo ngày, giờ ghi dưới đây. Không chỉ tư vấn qua điện thoại, chúng tôi cũng nhận tư vấn tại quầy.

相談例 Ví dụ

- ・雇われるときに説明された労働条件と実際の労働条件が違う。
Điều kiện lao động được giải thích khi được tuyển dụng và điều kiện lao động thực tế khác nhau.
- ・給料が支払われない。残業代が支払われない。
Không được trả tiền lương. Không được nhận tiền làm thêm giờ.
- ・フォークリフトの運転資格を持っていないのに、運転させられている。
Dù không có bằng lái xe nâng hàng nhưng bị bắt buộc phải lái.

開設日

毎日金曜日 毎週金曜日

Ngày làm việc

開設時間

9:00～16:30 (12:00～13:00を除く)

Giờ làm việc

電話番号

025 (288) 3503

Số điện thoại

025-288-3503

なお、ベトナム語以外や上記日時以外においては、厚生労働省が開設している「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」にて、英語や中国語など13の言語で外国人労働者の相談に対応していますので、ぜひご活用ください。
下記のホームページを参照ください。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



にいがたろうどうきょく かんとく か

新潟労働局 監督課 025 (288) 3503

物流の発着荷主の皆さまへ「STOP!長時間の荷待ち」

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

- 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

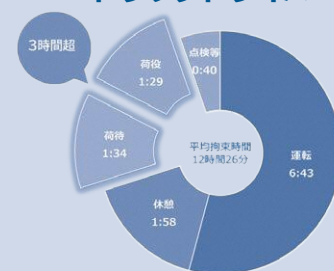
取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）

- 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



新潟労働局監督課又は各監督署 監督課 025 (288) 3503

県では、県内企業の企業情報や採用情報を発信するサイト「新潟企業情報ナビ」を運用しています。「新潟企業情報ナビ」に情報を掲載することで、企業の基本情報や採用情報をはじめとして、「自社の魅力」や「求める人物像」、「有給休暇取得状況」などを広く発信することが可能です。

さらに、移住支援金対象法人（※1）として登録し、対象求人（※2）を掲載することで、当該求人情報により採用された方は移住支援金の支給要件に該当しますので、東京圏のU・Iターン就職希望者へのアピールにもつながります。掲載料金は無料ですので、是非ご登録ください。

☆移住支援金

東京23区内に在住している方や、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住し、東京23区内に通勤されている方が、就業等の一定の要件を満たして新潟県内に移住する場合に支援金を支給する制度です。

※1 移住支援金対象法人の要件

以下のすべてを満たす法人等

- ・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本店所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域であること
ただし、本店所在地が東京圏であっても、東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人は対象
- ・雇用保険の適用事業主であること など

※2 移住支援金対象求人の要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約であること など



サイトや登録方法の詳細は、こちらをご確認ください。
新潟企業情報ナビ/ <https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>



しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025 (280) 5635

人材開発助成金について

企業における労働者の人材育成を
支援するための助成をおこなっています

人への投資促進コース

- 定額制訓練：サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成
- 情報技術分野実習併用：IT 分野未経験者への即戦力化のための訓練への助成
- 自発的職業能力訓練：労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成 など



事業展開等リスクリング支援コース

- 新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴う人材育成や、業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、企業内のDX化やグリーン・カーボンニュートラルに対応した人材の育成のための訓練への助成

新潟労働局 助成金センター 025 (278) 7181

公正な採用選考について

公正な採用選考を実施していますか

「公正採用選考」の考え方やしくみは、新規卒卒者や正社員のみには適用されるわけではありません。中途採用者、アルバイト・パートなどの非正規雇用労働者を含むすべての応募者に適用されるものですので、それぞれの採用担当部署が異なる場合であってもそのすべてに徹底することが必要です。

また、採用選考は、「本人に責任のない事項（本籍地や家族の職業など）」や「本来自由であるべき事項（宗教・尊敬する人物など）」を基準とするのではなく、本人のもつ適性・能力のみを基準として採否を決定する必要があります。

事業主のみなさまにおかれましては、公正採用選考の趣旨をご理解いただき、採用選考に取り組んでいただきますようお願いいたします。

新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507

しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について

医療、介護、保育、建設、警備、運輸などの人材不足分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク新潟に「人材確保支援コーナー」を設置し、以下の支援を実施しています。なお、県内ハローワークにおいても、各種支援を実施しています。

<求職者に対する支援>

- ・専属の就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施
- ・希望職種の求人情報、最新の業界動向等を提供
- ・対象分野の公的職業訓練の案内

<求人者に対する支援>

- ・ハローワークに登録している有資格者に対し、求人情報を提供し応募を勧奨
- ・求人充足に向けて、わかりやすい求人票の作成や応募しやすい求人条件の設定についてアドバイスを実施

<マッチングイベントの開催>

- ・職場見学会、セミナー等の業界の魅力を伝えるイベントや、雇用管理改善・人材確保に関するセミナー等求人者向けイベント、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催



 新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507 または最寄りの各ハローワーク

6月1日から高卒者用求人受付が開始されました!! ～若い力を伸ばして企業力UP!～

令和8年3月高等学校卒業予定者の求人申込みの受付は6月1日から開始し、7月1日より公開しております。本年の選考開始期日は9月16日であり、高校生は応募企業の選定にあたり、主に6月末までに受付された「求人情報(第一報)」により情報収集し、7月中に企業説明会への参加や企業研究、その後、職場見学したうえで8月中には応募先を決定します。昨年10月末時点の高校生就職内定率は88.0%となっており、ほとんどの高校生が応募開始(9月16日)から約1か月半の間に就職先を決定しています。したがって、6月中旬を目安に、できるだけ早めに求人票をハローワークに提出することが人材確保のポイントです!

大きな可能性を秘めた高校生が、来春の就職に向けて県内企業からの求人を待っています。企業力UPに向け、のびのび育つ若い力の採用をぜひご検討ください。

詳しくは、お近くのハローワークまたは新卒応援ハローワークへ

 新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507

令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されます

例年、夏季には、熱中症による労働災害が多数発生しており、新潟県内においても昨年1年間で熱中症により4日以上休業が必要となった被災者は18人となっています。

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防ぐため、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を行うときは、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

今年度も「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

事業者の皆様におかれましては、職場の熱中症予防対策について重点的に取組を進めていただきますようお願いします。



 新潟労働局 労働基準部 健康安全課 025 (288) 3505

ハロートレーニング(公的職業訓練)について

ハロートレーニングとは！

ハロートレーニングは、しごとをお探しの方を対象とした「無料(※)の職業訓練制度」で、「求職者支援訓練」と「公共職業訓練」があります。どちらの制度も、これから職業に就こうとする方のために仕事に必要な知識・技能・ビジネスマナー等を習得するためさまざまな訓練コースをご用意しています。※テキスト代は自己負担になります。

求職者支援訓練

主に雇用保険を受給できない方などを対象に民間の訓練機関で2～6ヶ月の訓練を実施します。多くの職種に共通する基礎的能力を習得する「基礎コース」と実践的能力まで一括して習得する「実践コース」があります。収入などの一定の要件を満たすと「職業訓練受講給付金」(月10万円+通所手当+寄宿手当)が支給されます。

公共職業訓練

主に雇用保険を受給している方を対象に概ね3ヶ月～2年の訓練を実施します。新潟県のテクノスクールやポリテクセンター新潟の施設内で実施する訓練(ものづくり関連、CAD・住宅デザイン、設備管理など)のほかに、求人ニーズに対応した多様なコース(事務系、IT・WEBデザイン系、介護系など)があります。一定の要件を満たすと、雇用保険の各種手当が支給されます。

職業訓練の受講に関するご相談などは住所管轄のハローワークへお問い合わせください。

●訓練の詳細や最新の訓練情報は労働局HPへ



新潟労働局 訓練課 025 (288) 3509 または 最寄りの各ハローワーク

令和7年度業務改善助成金について

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等
機器・設備の導入・コンサルティング



業務改善助成金
(最大600万円)

- ・事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
- ・賃金の引き上げは申請日より後、設備投資の導入は交付決定後に行っていただきます。
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(985円)の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者が対象です。

設備投資等により生産性を向上させた例	
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

業務改善助成金コールセンター 0120 (366) 440

労働保険は電子申請を使って簡単・便利に！

☆いつでもどこでも手続き可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

☆簡単・スピーディに申請！

大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出の年度更新の申告も、前年度の情報を取り込めるので、入力の変更と修正で済みます。
入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

☆無駄な時間やコストも削減！

申請・届出様式を入手する必要がなくなり、申請内容により複数の手続をまとめてできます。
書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、申請の事前準備の手数料が安くなり、お得です。

☆新潟労働局ホームページの「電子申請 e-Gov」をクリック！

新潟労働局総務部労働保険徴収課 025 (288) 3502 または 各労働基準監督署へ

障害者の法定雇用率の引き上げと支援策の強化について

- 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% →	2.5% →	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40人以上	37.5人以上

- 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。

※これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。

- 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。(令和6年4月以降)

一部の週所定労働時間10時間以上20時間未満の方について、雇用率上、算定ができるようになりました。

- 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。(令和6年4月以降)

雇入れやその雇用維持を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

 新潟労働局 職業対策課 025 (288) 3508

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度

- ◎「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」とは

厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度です。

- ◎認定事業主となることのメリット

- 認定マークを使用できます!

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます。

- 厚生労働省・新潟労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります!

厚生労働省と新潟労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります。

御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます。

- 日本政策金融公庫の低利融資対象となります!

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。

- 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります!

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください。

- ◎「認定事業主」になるための手続きについて

本社が県内にある事業主の方は、必要書類を新潟労働局または管轄のハローワークに提出して認定申請を行ってください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、新潟労働局から認定通知書を交付します。

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



- ◎障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

①「体制づくり」「仕事づくり」「環境づくり」の取組関係、「雇用状況」「定着状況」「満足度」「キャリア形成」の成果関係、情報開示関係の評価基準に基づき、20点(特例子会社は35点)以上得ること(取組関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)。

②法定雇用率を達成していること。

雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること(就労継続A型事業所の利用者は除きます)。

③障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。新新潟労働局、ハローワークへお問い合わせください。

 新潟労働局 職業対策課 025 (288) 3508



社員から副業をしたいと申し出がありました。どのようなことに気をつけて対応したらよいでしょうか？



副業・兼業に関する裁判例では、勤務時間外の時間は基本的には労働者の自由であるとされ、厚生労働省のガイドラインでも企業は原則として副業・兼業を認める方向で検討することが適当であるとされています。禁止や一律の許可制を設けている企業は、まずは就業規則の見直しを行い、労働者が副業・兼業を行える環境を整備しましょう。

厚生労働省のモデル就業規則では、原則として副業・兼業を認めつつ、業務への支障や企業秘密の漏洩が懸念される場合等には制限が可能とされています。また、副業・兼業を認める際には、以下の点に注意が必要です。

- ・労働時間の管理：労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行います。
- ・情報漏洩の防止：副業・兼業先の業務内容を確認するとともに、労働者に対して、業務上の秘密となる情報の範囲や、業務上の秘密を漏洩しないことについて注意喚起をします。
- ・健康管理：過重労働のリスクに備え、副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションをとり、健康確保に必要な措置を講じます。状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます。

副業・兼業を適切に管理することで、労働者のスキルや意欲の向上も期待できます。明確なルールと、労働者が相談・自己申告等をしやすい環境づくりが重要です。

詳細は厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

～トラブルでお困りの方へ～ 個別労働関係紛争あっせん

個別紛争あっせんとは？

労働者個人（雇用形態問わず）と使用者の間で発生した労働トラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、経験豊かな労働委員会の委員が公平・中立な立場で労使双方からお話を聞き、お互いが歩み寄るよう働きかけ、速やかな解決をサポートする制度です。

こんなことはありませんか？

会社から一方的に給料を下げられた
上司からのパワハラを人事部に相談したが何もしてもらえない
配転命令に応じない社員がいる



あっせんの流れ

トラブル相談

あっせんの申込

労働者、使用者どちらでも可能です。

調査（聞き取り）

あっせん（和解案の提示）

労使双方が譲歩可能な案を提示します。

解決！

※合意いただけない場合もあります。



労働委員会の委員

- ・公益委員……弁護士、大学教授など
- ・労働者委員……労働組合役員など
- ・使用者委員……会社役員など

あっせんのメリット

- ・手 続 無 料
- ・秘 密 厳 守
- ・早 期 解 決

詳細は新潟県労働委員会ホームページをご覧ください。<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/roudoui/>



労働委員会事務局総務課 025 (280) 5544



経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) ※季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者*(人) ※創設・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県
令和7年1月	292,468	251,655	280,617	246,056	128.5	127.8	9.5	7.8	1.26	1.47	2.5	84
2月	288,697	253,508	280,243	250,808	130.8	136.8	9.8	8.4	1.24	1.45	2.4	218
3月	309,059	278,401	282,931	248,376	132.7	134.2	10.2	8.6	1.26	1.44	2.5	558
前年同月比	2.3%	3.8%	1.4%	-0.1%	-2.7%	-4.3%	-2.8%	-2.3%	-0.01ポイント	-0.03ポイント	-0.1ポイント	63.6%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(規模5人以上)								厚生労働省職業安定局 新潟労働局職業安定部		総務省 統計局	新潟労働局 職業安定部